

広島県告示第六百十号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定によつて、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成十九年五月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 海岸名

広島港海岸

二 地区海岸名

横浜地区海岸

三 地先海岸名

横浜東地先海岸

四 区域

基点一から基点六までを順次結んだ線及び基点六から補助点六の一、三の一、一の二、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によつて囲まれた区域。

五 点の位置（基点、補助点の標示角度は真北による。）

基準点 四等三角点「山本」安芸郡坂町字狐ヶ城六九七六

（北緯三四度一九分五九秒一五六七、東経一三二度三〇分四二秒一八三二）

基点一 基準点から二八〇度の方向六二八メートルの点

基点二 基点一から一七三度の方向三メートルの点

基点三 基点二から二二二度の方向一一五メートルの点

基点四 基点三から一六二度の方向五メートルの点

基点五 基点四から二七七度の方向二メートルの点

基点六 基点五から一八六度の方向三メートルの点

補助点一の一 基点一から二六三度の方向五〇メートルの点

補助点一の二 基点一から二八四度の方向五六メートルの点

補助点三の一 基点三から二九四度の方向五五メートルの点

補助点六の一 基点六から二七七度の方向五三メートルの点